

第九十一回帝國議會
衆議院

皇室典範案委員會會議錄(速記)第五回

付託議案
皇室典範案(政府提出)

昭和二十一年十二月十二日(木曜日)午
前十時二十六分開議

出席委員

委員長 樋貝 詮三君

理事 北浦圭太郎君 理事 小島 徹三君

理事 武藤 常介君 理事 吉田 安君

理事 池田之輔君 理事 酒井 俊雄君

理事 稻葉 道意君 理事 大塚甚之助君

理事 齊藤 行藏君 理事 竹内 茂代君

理事 殿田 考次君 理事 苦米地英俊君

理事 三ツ林幸三君 理事 岩間 崇太郎君

理事 馬越 晃君 理事 菅又 靈君

理事 津島 文治君 理事 長尾 達生君

理事 森山 一君 理事 堀川 恭平君

理事 新妻 イト君 理事 及川 規君

理事 松本 七郎君 理事 島田 晋作君

理事 今井 耕君 理事 森 三樹二君

理事 越原 是君 理事 川野 芳滿君

理事 久芳庄二郎君 理事 井上 越君

出席國務大臣

司法大臣 木村篤太郎君

國務大臣 金森德次郎君

出席政府委員

法制局長 佐藤 達夫君

法制局事務官 井手 成三君

本日會議に付した議案

皇室典範案(政府提出)

〇樋貝委員長 これより會議を開きま

す、質疑にはいります。酒井俊雄君

〇酒井委員 皇位繼承につきまして、

女帝のことがたび／＼問題になりまし

第六類第一號 皇室典範案委員會會議錄

第五回 昭和二十一年十二月十二日

だが、金森國務大臣の御答辭を推察し
ますと、女帝の順位は、かりに設ける
とすれば、皇族男子が盡きた場合とい
う所へ著目されておるよう受取つた
のであります。私も、私どもやはり女帝
を認めたいと思つておるものでありま
す。その女帝を認める場合に、その
順位をどこへもつて行くかというこ
とにつきまして、結局皇位繼承の順位は
直系主義であるということが原則中の
またこれが原則になつておる、そうし
て皇胤を重んずるという建前から、近
親主義であるということも、一つの重
大なる原則だと思ひます。そういう観
點から参りますと、女帝を認むると
すれば、その順位の問題は、この典範案
第二條の五と六の間の所へもつて来る
のが、前の原則から脱み合せて最も適
當のような氣がするものであります。も
し女帝をこの五と六の間へもつて参り
ますと、金森國務大臣が憂へられる、
女帝の次ぎに系統が断たれるという恐
れをなくすることができるのでありま
す。と申しますのは、内親王様が五と六
の間の御順位において皇位を繼がれた
場合、ほかの男子の皇族があるわけで
あります。こういう場合には、男子の皇
族と結婚していただくという建前をと
れば、女帝の次ぎにもやはり皇胤は相
續て行く、そうして古來の大原則で
あります所の、いわゆる男系を守る
という點についても支障がなく行くわ
けであります。女帝を男子の皇族が一
人もなくなつた場合に考へるのは、こ
れは考へないのにといい、われわれ

れは思ふものであります。男子の皇族
が一人もなくなつた場合には、恐らく
この典範も改正されて、その場合には
當然問題なしにやはり皇室の御胤であ
る――皇胤である所の内親王、或は女
王の方が皇位に即かるゝというような
ことは當然豫測されるのであります。か
ら、女帝を認めるとすれば、皇族男子
が盡きてから、その後にもつて来て認
めるといふことは、私は意義がないと
考へます。そういう立場から、男女同權
の今日、しかも天皇の大權なるものは
大幅に變更せられまして、女であるが
故に困難であるという大體上の支障は
ないはずだと思ひます。から直系を重
んずる上から、近親を重んずる上から、
男女平等の民主主義の建前の上から、
ぜひ女帝を私どもは認めたい、しかも
女帝を認める順位は五と六の間にもつ
て来る、勿論傍系の女の方が立たれる
場合には、男子の皇位繼承の順位に従
つてそれ／＼五の次ぎにはいつて来る
のは當然であると思ひます。かゝる意
味において金森國務大臣のお考え、さら
に構想を練られる御用意ありや否やと
いふことを伺いたいと思ひます。

〇金森國務大臣 お尋ねの點は、昨日
各種の角度から私どもの考へておる所
を述べたのであります。申し上げ
るまでもなく、男系といふことを尊重
いたします限り、できるだけその精
神に合うようにほかのことも調節して
行くものと思ひまして、この見地に立
つて考へますと、いやしくも皇族の中
に男の方がおいでになるならば、その
方にまず繼承權が行くと思ひまして、
女帝のことは、問題といたしましては
その次ぎに考へるのが男系主義をとつ
ておる原則から見ても妥當であらうとい
うのが、私どもの研究の道程におきま
しての第一の結論であります。所が今
仰せになりましたような各系統の直系
を下つていつた一つの系統だけで、男
系が盡きた時には、女子の方が皇位に
おつきになると考へます意見も、今
お示しになりましたように、直系主義
とか、近親主義とかをとりますと、
確かに一つ残つて来る論點であるわけ
であります。けれどもさらに考へます
と、男性と女性を平等にいたします
る見地を徹底いたしますならば、さ
ような順序を考へるのではなくて、む
しろ全然同じ立場において、今日の男
子の繼承の順序と同格にすることが、
やはり一つの論として立ち得るもの
であります。かように三つの考へ方
が起つて來ました時に、その善惡をき
めますることは、これこそ本當に日本
のもつておる根本の原理を探究してき
めなければなりません。それを考へま
する根本には、結局男系といふことを
尊重する理由といふものにつき
まして、相當深く掘り下げませんけれ
ば、確實にして安全なる結論はできな
いのであります。私どもはその點を
一つの重要な點として、問題を今
後の研究に残しておるわけでありま
す。極くものを簡便に考へますと、
そういうことはこの方がよいのだとい
う結論は割合できるのでありますけれ

ども、それに必要な要素がいくつかあ
る時に、どれをまずとつて行くかとい
うことをきめかねますことは、普通
の日常の直ぐに處理しなければならぬ
問題であります。これは割合簡單
に、勇氣を奮つて解決いたしますけれ
ども、三千年の歴史が生み出しており
ますこの根本の思想を、ほんとうに
深く掘り下げて行くという問題であり
ます。故に、もう少し歳月をかけて
いたしませんと、つまり各方面の識
者の意見等を探究し、十分掘り下げ
ませんと、妥當なる結論がでないわ
けであります。そこでこの間も申し上
げましたように、今まだそういう情勢
に特に差し迫られておる實際上の理由
はないと思ひますから、従つてその點
はもつと深く研究をしたい、こう申し
たわけでありまして、仰せになりました
たような點は、もとより今後の研究の
一つの大きな論點としてとり上げべき
ものと思つております。

〇酒井委員 次に皇位繼承の順序の
變更の點につきまして、典範案は條文
を設け、皇嗣に精神もしくは身體の不
治の重患がある時、もう一つ、重大な
事故のある時は、順序を變更すること
をきめております。が、この重大なる
事故と申しますと、一體如何なる場
合を構想に置いておられるか、勿論具
體的な場合を一一に列挙するとい
うことは不可能だと思ひますが、大
體しかし構想の上に思ひ浮べること
どもは、いくつかあると思ひます。特
に皇室身位令では、皇嗣生死不明なる

と三年に及ぶ時は勅旨をもつて失踪を宣告し、三年の期間満了の時に莫きされたものとみなす、という規定があるわけであり、かゝる規定が將來も生きて活用されるかどうか、或はかゝる規定は削除されて、この「重大な事故」の中へ包含して、皇嗣が行方不明になつたという場合には考えられるか、こういう點をお伺いしたいと思います。

○金森國務大臣 今仰せになりましたような失踪の場合は、もとより考えられることでありまして、皇室典範はそれを規定はいたしてをりませんけれども、一般民事法規によりましてこの問題が解決せられまして、これに對しまして特に若干の特別な例が置かるゝかどうかといふことは、今日まだはつきりはきまつておりませんけれども、そちらの方の問題によつて解決する豫定であります、こゝで「重大なる事故があるとき」と申しましたのは、かような事態と關係をもつてゐる場合をも一つの内容として考え得らるゝと思ひますけれども、しかし具體的なことはそう正確には豫想できません、ほんとうにこの第三條に該當する場合は生きた問題でありまして、結局皇室會議の自由なるといふことが、物の道理を辨えての自由なる判斷によつて解決せられるものと思つております。

○酒井委員 そういたしますと、皇子の失踪宣告などは、一般の規定によつて取扱われるという建前になるのでありましようか、その點についてもう一度お伺いたします。

○金森國務大臣 法規の系統といたしましては、一般の民事法規によつてそれを規定することと考えております。

たゞその内容について何らかの特殊な部分が起り来るかどうかといふことは、今研究中でございます。

○酒井委員 「重大な事故」という中に、別にこの典範案の中に明文はないのであります、皇嗣が何か悪事等がありまして懲戒處分を受ける、權利を剝奪されるというようなことも、この中に豫測されておりますかどうか、お伺いいたします。

○金森國務大臣 今仰せになりましたような、甚だ好ましくない特殊な事例も、觀念的にはこの中に含まれておるものと存じます。

○酒井委員 もう一つ今のことに關連したような事例であります、天皇現に崩御の際に皇嗣が不明であるといふ場合、しかも失踪宣告の條件に満ちる場合には、皇嗣の順位を変更することができるとあります、この崩御の際に失踪の條件が未だ満ちないといふような場合に、一體この順位はどう取扱われるのか、御答辯願ひたい。

○金森國務大臣 この重大なる事故に該當するかどうかといふ認定の問題はございまして、未だこの重大なる事故によつてといふ認定をしない間に皇位繼承が起りますれば、當然その未だ不明な方が皇位繼承をされておるといふことになりまして、攝政がその場合に置かるゝことにならうと考えております。

○酒井委員 そこでたび／＼問題になりました、私本會議でもお伺ひしたものであります、胎中皇子と申しますのか、胎内皇子と申しますのか、このお方の繼承權を認むる理由が大いにあるのではないかと私も考えるものであります、只今申しました天皇崩御の際に皇嗣の生死の不明であるというやうな場合にも、これはやむを得ぬ場合でありまして、やはり攝政を置いて、その死なれたか生きておられるかわからないお方に對して、ともかくも一應御即位のことを認めるのであります、胎中の皇子は勿論死産されるか、女子であるかわからないのであります、これこそ直系主義から申しまして、近親主義から申しまして、男子のお子様であれば、遠い王様が即きになるよりはほんとうにこれは望ましいことである、その場合に、もしもお生れになつたお方が男子である場合に、崩御の時に過つて御踐祚になつたものと取扱ふ、もし不幸にして死産であり、女子であつた場合には、次順位の方が御踐祚になる、これも崩御の時に過つて御踐祚になるのだ、その間攝政を置いて大典を代行するという建前は、いかに人情的にも合致し、皇位繼承の大きな大原則にも合致する問題であります、なお歴史の上から見ても、御存じの通り事實上の空位といふものは相當何回も起つた問題であります、この場合皇位をむなししく空位にするわけではない、そうした大原則に合致するのを待つために、胎中皇子の御出生を待つといふことは、理窟に合ふことだと私も考えます、たゞ／＼お尋ねするやうであります、御答辯を願ひたい。

○金森國務大臣 御尋ねの點は、純理をもつて右すべきか左すべきかはつきりさせる一つの標準を見つけて、復たすることは困難な問題でありまして、複雑なる事情を綜合して、こゝに價值判斷を加へまして、かくするが妥當であるかどうかといふことにきめてしまふべき種類の問題ではないかと思ひます。

す、お話のように失踪中の皇嗣に關する場合と、胎中皇子に關する場合とはよほど類似してゐる所がありまして、そういう方面からの理論を双方から進めて行きますと、よほど事情が接近したやうな場面になつて來ると思ひます、であります、そういう時にどつちがよいかといふことは、學說上かなりな論争があるくらいのものであります、今日にわかにはそれを學問的に決定するといふことは、避けてしかるべきものと思ひますけれども、私どもの考へておりました所は、失踪の場合はこれは生きておいでになるといふことが前提となつております、しかし胎中皇子の場合は未だ人間でありながらないといふことが前提となつておりまして、取扱ひの上において、變態の場合に處する前後處置に若干の差が出て來る、といふことは是認せられてしまふべきものであるように思ひます、こゝで、そうして胎中皇子の御繼承といふことを認めることにつきましてのいくたの不便が起り、しかもこれを避ける途がほかにあることを考へて見ます、時、結局私の申しした通り、胎中皇子に繼承權なしとする従来の、いわばオリソドックスの行き道がなお繼續せられてよからうかと考へております。

○酒井委員 今度は木村司法大臣に主としてお伺ひしたい、皇族の重大なる特權につきまして、これがどういふふうに変更改され、また維持されて行くかといふことについてお伺ひをするものであります、結局私どもの考へ方を申し上げますと、皇族が皇族たる榮譽ある地位にいますという直接的な特權は、これはもう當然なものでありまして、こゝに云々すること

は、そのこと自身が矛盾だと思ひます、たとえば皇位繼承の資格だとか、攝政となるの資格だとか、その他皇族は皇室會議の議員となられる資格があるといふやうなことは當然なことであり、皇族治外法權といふやうなものにつきましては、もうほとんどすべてが撤廢されて、やはり一般國民とともにある、國民とともに生きるという立場になることが原則でなければならぬと思ひます、そういう意味におきまして、皇族相互の民事關係、皇族と一般國民との間の民事關係、皇族と一般國民との間の法律が將來は適用される普通法律が適用されることにならうか、今までの建前ではあまりに皇族は雲の上に閉じこもつて、國民の生活とは全然懸け離れた特殊な生活を、私どもに言わせると、むしろ餘儀なくせられておられた立場にあるわけですから、御承知の通り民事關係に適用する民法第一編乃至第三編、財産權に關する民法第一編乃至第三編、これも財産上のことだけではありません、身分關係その他のことは、民法及び附屬法令、これも主として皇族が株式をもたれるといふやうな立場から、そんな關係で適用になるわけであり、公益の爲めにする財産の收用、徵發、制限に關する法令、地租附加税、段別割等に關する法令、かようなものが主でありまして、大體においては皇室自身で定める規則、これによつて原則として皇族は規律をされて行く、皇族が特に一般法に服せられる場合には、皇室の法令においてこのことは一般法に服するのだと特に定められ、或は一般法自身が、このことは皇族をも規律すると定められたもののみ

は、そのこと自身が矛盾だと思ひます、たとえば皇位繼承の資格だとか、攝政となるの資格だとか、その他皇族は皇室會議の議員となられる資格があるといふやうなことは當然なことであり、皇族治外法權といふやうなものにつきましては、もうほとんどすべてが撤廢されて、やはり一般國民とともにある、國民とともに生きるという立場になることが原則でなければならぬと思ひます、そういう意味におきまして、皇族相互の民事關係、皇族と一般國民との間の民事關係、皇族と一般國民との間の法律が將來は適用される普通法律が適用されることにならうか、今までの建前ではあまりに皇族は雲の上に閉じこもつて、國民の生活とは全然懸け離れた特殊な生活を、私どもに言わせると、むしろ餘儀なくせられておられた立場にあるわけですから、御承知の通り民事關係に適用する民法第一編乃至第三編、財産權に關する民法第一編乃至第三編、これも財産上のことだけではありません、身分關係その他のことは、民法及び附屬法令、これも主として皇族が株式をもたれるといふやうな立場から、そんな關係で適用になるわけであり、公益の爲めにする財産の收用、徵發、制限に關する法令、地租附加税、段別割等に關する法令、かようなものが主でありまして、大體においては皇室自身で定める規則、これによつて原則として皇族は規律をされて行く、皇族が特に一般法に服せられる場合には、皇室の法令においてこのことは一般法に服するのだと特に定められ、或は一般法自身が、このことは皇族をも規律すると定められたもののみ

を適用するといふような立場でありま
す、勿論これがよほどの幅で變更され
て行くといふことは私も推測いた
します、こうした民事關係におい
ては何らの特殊な取扱ひといふよう
なものはずつかりなくなつて、一般法
に服されるかどうかといふ點をお伺い
したい

○木村國務大臣 只今の御質疑に對し
てお答えいたします、皇族の特殊の御
身分に關して、特に皇室典範その他に
規定してある以外には、皇族といえど
も原則として治外法權的な特權は有せ
られないのであります、普通の民事、
商事の法規の適用があるものと御承知
を願います、今お述べになりました皇
族間並びに皇族と普通の人民間におけ
る法律關係は、すべて民事、商事の規
定が、適用あるものと御承知を願いた
いと思ひます、ただ申すまでもなく、
皇族は皇位繼承に深い關係を有するも
のでありますから、刑法における皇
族に對する危害罪、これは普通の人と
別個に取り扱ひ規定を設けることにい
たしてあります、またそれらの裁判權
の管轄につきましても、特に東京高等
裁判所を第一審とし、これに不服のあ
る場合には最高裁判所において取り扱
うことにはいたしてありますが、その他
の點については普通の國民とひとしく
法律の規定に支配されることになつて
おります

○酒井委員 經濟關係の場合にはよくわ
かります、たとえばこういう場合はい
かゞでございませうか、放蕩をなさ
る、道樂をなさるような皇族があら
れた、これに對して禁治產或は準禁治
產の宣告を與へるというやうな、身分に
も關係し、經濟關係にも關するといふ

問題については、今まではこれは勿論
皇室自治權によつて、天皇陛下がか
ることをなさつていらつしやつたの
しょうが、これは一般裁判に服するも
のかどうか伺ひたいと思ひます

○木村國務大臣 皇族につきましても、
もし不幸にござつたやうな事例があつ
た場合に、皇族關係において、さうな
準禁治產の宣告を求むることが適當
であるといふやうな考へであれば、裁判
所にお申出になることであらうと思ひ
ます、これは求められる方の御意思に
關係することであつて、求められよう
と思うと民法の規定によつて準禁治
產の宣告を求められるわけでありま
す

○酒井委員 事實としては生ずべから
ざるものと思ひますが、かりに皇子が
さういふやうな立場にあられて、禁治
產或は準禁治產の宣告を一般裁判所が
したといふことになると、重大なる事
故といふことになりまして、皇位繼承
の順位は變更されますか

○木村國務大臣 さうな事例はわれ
われは豫想もいたしません、かりに
さうなことがありましても、皇室會
議によつてはたしてそれが重大なる事
故と認められるかどうかといふことを
はかりまして、重大なる事故である
と認められた場合には、皇室會議にお
いて皇位繼承の順序を變更するといふことに
相なるであらうと思ひます

○酒井委員 次ぎに皇族は種々なる榮
譽上の特權を受けておられます、これ
らの種々なる特權、たとえば特に勳章
を賜はり、威儀を整えなるといふやうな
點、皇族には宮中から特別の職員を附
屬させられるといふやうな點、徽章紋
章その他種々なる榮譽上の特權が法律
制度の上から定められておる、これら

の法律制度は廢止され、かりに皇族に
ふさわしい特權といふやうなものがあ
るにいたしまして、これは事實上そ
ういふ取扱ひを申し上げる、法令の上
からは、やういふ考へを取り除くことにな
るのか、やはり法令として殘されるも
のか、お伺ひたい

○金森國務大臣 現在の皇室に關しま
する諸般の制度によりまして、かよう
な皇族に對する特殊な扱ひ方が定まつ
ておりますけれども、今回はすべて皇室
典範及びこれに基きます所の皇室令
は、今は存在しておりますが、私ど
もの考へております所では、憲法が
實施せられまする前日までにそれら
の法令はなくなるものと考へておりま
す、さういふいたしますと、皇室に關し
まする基本の法規としては、この皇室
典範があるものであります、この皇室
典範に認めております一種の特別な
の扱ひは、これは皇族に適用あること
は勿論であります、この皇室典範の第
四章に書いてありますように、格別
なものもございせんけれども、敬稱
といふやうなことは、これは勿論皇室
の一つの特別な扱ひ方として存續し
たします、その他の部分につきまして
は、今後何らか新たな法律が豫想す
べからざる必要に對しましてできるか
も知れませんが、今の所はさうな
特別な法規をつくる考へはもつ
ておりません、そこでだいたひにおき
まして法律をもつてきめなければなら
ないやうな意味の特典は、この皇室典
範がそれに該當する、今一つは皇室經
濟法におきまして特典と言つていゝか
どうかかわりませんけれども、經濟的
なる一つの御地位がきめられます、
が、それ以外は法律で特別なものを

定むることは只今の所では考へており
ません

○酒井委員 木村司法大臣にお尋ねい
たします、司法上の特權であります
が、非訟事件につきましては、一般裁
判所は皇族に對しまして管轄權を有し
ない、たゞ不動産の登記法が皇族財産
に適用されたのみであります、この非
訟事件といふものは、よほど身分方面
に關係の深い事柄であります、非訟事
件につきましても、すべて皇族に對し
ては、これからは一般裁判所の管轄に
屬し一般の法律に屬されるかどうかお
伺ひたい

○木村國務大臣 お答えいたします、
さうな方向にもつて行くことに相成
るだらうと考へております

○酒井委員 恐らくわれ／＼の考へ方
といひまして、種々なる特權が皇族
から省かれる以上は、種々なる皇族の
特殊な義務も取り除かれることと思
ひます、皇族に特殊な義務として
今設けられてゐる、たとえば居住の
制限、東京にいらつしやなければなら
ないといふ制限、これはほとんど意
味をなさない制限だらうと思ひます、
わけても私どもが不都合に感じますの
は職業の制限であります、商業を営む
ことはできない、法人の支配人となる
ことはできない、任官によるのほか報
酬を受ける職につくことはできない、
公共團體の役員または議員となるこ
とはできない、實に經濟方面におきま
しては金縛りであります、この典範と並
んで皇室經濟法が上程され、これも近
く法律として現われるのであります
が、この皇室經濟法の立場から申しま
しても、皇室經濟法では皇族に對して
それ／＼年金を差し上げる、或は皇族
の身分からお下りになるお方には一時
金を差し上げる、この年金、一時金な
るものが皇族の場合生活費であるとい
う豫測の下になされておるのかと思
ひますが、私どももさういふ豫測の下に
の差し上げるお金を定めるといふこと
は、非常な民主主義の點からいつて矛
盾があると考えざる勿論皇族がその特別
なる榮譽あるその御地位を保たれるた
めに必要な限度に差し上げることが
當然であります、この必要を言うも
のではありませんが、人間の生活には、
皇族といへども榮譽を保つ部分とやは
り一個の人間として生きて行くといふ
ことが、分けて考えられると思ひので
あります、榮譽を保つ資として一定の

ることに相なるうと思ひます

○木村國務大臣 お説の通りであります、
一般の國民と同様な取扱ひを將來受け

條第二項の規定によりまして、法律の制定という途をその時に考へれば目的を達することができ、かように存じしております。

○酒井委員 いろ／＼と有難うございました、私の質問はこれで終ります。

○議員委員長 井上超君

○井上(超)委員 私は初めに皇位繼承のことに付いて伺ひたいします、皇位繼承につきましては、古い所からいろ／＼考へてみますと、皇統を萬世に傳へるという原則は微動だにしないものであります、その個々の歴史的事象によりまして、明治の典範が定められますまでは或る程度きわめて自由な、いわば弾力性のある不文律によつて決められておつたと思つております、これは明治の典範によつて可なり秩序を正し、順序を定められて來て、まに一面から申しますと可なり動きの出来ない形になつたように思ふのであります、そつちの意味におきまして今度皇室典範が變りますならば、相當の廣い、彈力性のある皇位繼承方針が打ち立てられなければならぬのではないかと、いふに私は考へるものであります、それでこのたび庶子というものを認めないということになりまして、庶子を認めないという事は、國民道義の發達いたしました今日、これは當然のことであると思ひまして、私も贊意を表するものであります、が、過去の歴史に徴して考へますと、これを認めないということが一體どういふ事態をひき起しておるか、もしこの新典範が明治の初年に行われたものといふすれば、今日恐らく皇統に、また皇族に非常に大きな影響を及ぼしておつたと思ふのであります、さらに

御歴代といふものに當つて考へてみますと、その古い所は今土天皇から遡つて徳川時代に至るまで、ほんとうに皇後からお生まれになつた方が何人あつたかと申しますと、こゝろいふようなことを今こゝで一々申し上げたくはないのであります、結局皇統を萬世に傳へるという所から庶子を認めるといふことは、今までの當然のこととなつて參つたものであります、これが今日以後認められないといふことになりまして、私は將來の慮りといふものが相當大事であると思ふ、このことについては、私は本會議において申し上げましたけれども、重ねて申し上げて、この點から一つお尋ねしたいのであります、金森國務相のお説では、女帝を立てるといふことは結局女帝で行き止りになつて、男帝がこゝで止つてしまふ、そつちの意味で女帝を立てるといふことは意味をなさぬ、こゝろいふやうなお考へであるのであります、男系男子といふことを鐵則といたしますれば、そつちのことが考へられる、これは當然のことである、申すけれども、かしながら今申しましたやうな、將來庶子を認めないといふやうなことから、私は皇族といふものの範圍がきわめて限定されて來る、殊に一夫一婦の嚴格な帝座といふことは、やゝもすれば庶子が極く連續して生まれるといふやうなことも、科學的に或る程度考へられる問題であるのであります、また皇族の方々が御繼子があらせられないといふやうなことも、明治以來相當多いのであります、こゝろいふことを申し上げるのもどうかと思ひますが、今日も或は秩父宮、或は高松宮は立てられない、今後お生れになるかも知れませんが、

代りは立てられない、こゝろいふ御狀態が實際古い歴史を繰ねてみますと、その都度々々多かつたのであります、隨分皇位繼承に苦心をされておる事象がしばしばあるものであります、こゝろいふ點からまた一方に第十一條以下の規定に従ひまして、將來皇族の身分をお離れになる方も、これから私は相當多いと思ふのであります、これは皇室會議の議を経ることもありましようし、いろ／＼あつて、その點で種々會議の結果きまると思ひますけれども、種々の特權はあるが、しかしながら生活の上において自分といふものをひく、自分が生きて行くといふたやうな面にお働きのなるには、非常に不自由な皇族であらせられる、それが民主主義の世に向つてお出でになれらるほど、みづからの御意思として皇族をお離れになつたといふことも實は相當多いと思ふ、これはまた歴史的事象に照らし見て、こゝろいふ事象も多くあつたのであります、そつちの時代に皇室がなくて、皇位繼承に困られたやうなことが隨分あつたと私は聞き及んでおるのであります、こゝろいふ點から考へまして、昔から以來皇位繼承がきわめて自由な不文律に従つてやつて參つたこと、皇族の庶子を禁じられ、將來皇室の範圍は狭まる、そつちのやうなことをかれこれ照らし合はせて考へますと、第一條はたとへば皇位は皇統に屬する、男子男系が繼承すると規定して、その上になつたとへば男子なり或は女子、男系なき時は女系がこれを繼承するといふやうな規定を、今日から設けて置かれるのがしかるべきではないか、またいかに男系をお求めになつても、男系がない場合には、女系をお

立てになるよりほかに途はないのであります、金森國務相は、現在の段階では考へられないといふことを、常に仰しやるのでありますけれども、一方新しく公布されました新憲法は、國民の大理想、そつちのやうな理想生活といふものを民主主義の中にうち立て、行ふといふ遠き慮りがあるように思ふのであります、皇室典範はそれに比べますと、非常に現在の段階ではこれを拒んで行くといふたやうな嫌いがあるのではないかと私は思ふ、一方憲法はきわめて民主主義の法文であるのであります、が、憲法附屬の法典として、皇室典範はそれに比べると非常に封建的なにおいがする、こゝろいふことだから、皇室典範は國民がこれを見ました場合に、この皇室典範を通して見る皇室はいかに封建的である、こゝろいふのは一體日本の民主主義かといわれるくらいで、大事をとられるために、かえつて皇室に累を及ぼすやうな結果になりはしないかといふやうに、私は思ふのであります、その意味において、まず第一に男子とともに女子、男系なき場合は女系といふやうなことをせよとお考へになつて、そつちのそれによつて憲法の男女平等の權を、こゝろいふやうに現わすといふやうなことを、お考へになつてお伺ひいたします。

○金森國務大臣 仰せの點はかね／＼申上げております、仰せの點はかね／＼の考へ方として決して私どもと違つた方向に向いておるものは全然考へておりません、私どもはこの皇室典範の原案は、こゝろいふ提出いたしましたけれども、皆様方のお考へになつてゐるやうな點は、何れも問題として念頭に置いて今後の研究に資さなければならぬと考へております、たゞ一つどこかに私どもと考へ違ひます所は、私どもは成文法は、皇室典範も重要な成文法でありますけれども、おのづからこれが實際の場面に當てはまつて行く必要の範圍といふことを考へて規定したい、こゝろいふやうに考へております、でありますから相當の場面までは考へますけれども、それよりさらに進んで、あらゆる場合を網羅するやうな學理的なる問題は、成文法の中に出さないと申しますれば、こゝろいふ場合に、こゝろいふのではないかといふ、あらゆる場合を豫想することは當然でありますけれども、法律といふものはなんといつてもわれ／＼を現實の世界において規律するものでありますから、一定の範圍内においてのみ規律しても一つの理由は立つものと思ふのであります、そのみならず、その一定の範圍内をさし進んで世の中を考へますと、わからぬことが多い、そのわからぬことの多い所を無理やり規定いたしますと、思ひもつかぬ間違ひの規定になつてしまふのではないかと、こゝろいふやうに思つてゐるのであります、われ／＼が確實にこれならば大丈夫だといふ所に、はつきりした基礎を置いて規定をつくりまして、そつちのそれがほゞ實際の場合に當てはまると思ひますれば、それ以外のことは、なお必要に應じて今後の研究をもつて補つて行つた方がよからう、つまり一定不變、萬世不變の規定を考へません、われ／＼の豫想し得る範圍の實用といふ所に重點を置く、こゝろいふやうな所から來てゐる考へる次第であり

ます

○井上(越)委員 御趣旨はよくわかりました、だいたい同じ方向であると思ひますが、多少意見の相違かと思ひますので、その點はこの上敢えてお尋ねはいたしません、次ぎは第十條の後をお立てになる、立后の問題であり、天皇の御婚姻というものは、これまでは皇后になられる御方は、皇族乃至華族の方であつたと思ひます、それ以前のことはいくらありましようが、今度は皇后はどういう身分からお立ちになるということは、全然制限はないのであります、その點をお尋ねいたします

○金森國務大臣 法律的なる制限は全然ない、かように考へております

○井上(越)委員 次ぎにお尋ねいたしますのは攝政の問題であります、攝政は明治二十二年の皇室典範によりまして、皇族といふことに限定されました、これは古い奈良朝時代の制限に還したつたものと思ふのであります、しかしながら、御承知の通り臣下が攝政になつた例は、平安朝時代から開かれてまいりました、臣下が攝政になつた實際の歴史、事情はまことに芳しくない攝政の擅權といふような點があらまして、その點で非常に芳しくない歴史を留めたのであります、しかしながら今日の時代から考へますならば、皇族とともに私は臣下もまた攝政になる道が開かれていゝのではないかと、だいたい日本の皇室と國民との關係は時代によつて多少見方が變つて来る、主として君臣の分といふことが非常に強調されます時代と、それから國民一體と申しますか、或は君民和樂といつたような方面が強調されます時代

とあるように思ふのであります、大化以來から奈良朝時代までは、主として君臣の分といふような面が、強調されて來た時代でありましたが、一轉して平安朝時代にはいりますと、だいたい君民和樂といふような面が強調される、たといふ點から、臣下が攝政になる例が開かれたと思ふのであります、勿論專制時代の古いころにおきまして臣下が攝政になるといふことは、悪い例を開いたには相違ありませんが、この民主主義の憲法の下におきまして、天皇の御行為といふものは、結局内閣の助言と承認によつてのみ得られる形式的な行為のみおできになるのであります、そゝういふ憲法の下において、よし臣下が攝政にならうとも、これはあえて昔の弊害を繰返さすようなことは絕對にない、こゝういふふうには考へられると思ふのであります、主權は國民にあるといふことの御説明に、國民とは天皇を含め國民である、こゝういふような御説明があつたように思ひます、國民が天皇と一體である、これは天皇の御詔勅にもありますように「朕ハ爾等國民ト共ニ在リ」、この「共ニ在リ」といふ趣旨と私は合致するものと思ひます、私は明治以來、この大戦争にかけまして、君臣の分が最も強調された時代であつた、しかしながら一轉して今日は君民一體になり、「朕ハ爾等國民ト共ニ在リ」と仰せられたこの御趣旨が、結局この民主憲法として生れたことと考へる、そゝういふ觀點から考へると、私は憲法と國民とが直結するといふような面から、いろ／＼な點において、皇后が法律上は何ら身分の規定なく、臣下からおはいることになるのであります、攝政もまた皇族とともに、尊篤

なる國民であればそれが攝政になれるような關係があつてしかるべきでないか、國民と皇室と一體になるといふような觀點からそゝういふことを考へるものであります、その點について國務相の御意見を伺ひます

○金森國務大臣 御説は新しい憲法の組立てと關連いたしまして、大いに傾聴に値すると思ひます、私が、私どもの考へ方は、そゝういふ御趣旨と違つてはおりませんけれども、應用面のおきましては違つた結果になつて來るのであります、從來の考へ方におきましては、殊にその古い時代の制度においては、攝政が、藤原氏攝政關白となりといつたような人臣攝政を嫌つた根本の考へ方は、政治は天皇が行はれるべきものである、國民が政治の骨子を握るといふことはよくないといふ氣持が強く含まれておつたところ考へております、所が憲法が改正せらるゝことによりまして、政治の根源は國民の全體にあるといふことを確證をいたしまして、左様な方向の問題はもはや消えてしまひました、しかも全部が民主的な色彩によつて塗り變えられておりますからして、その點についての論議はないと存じております、現實の天皇が國事を御擔任になつておりますのは、實に狭い範圍のことでありまして、その狭い範圍のことがどういふわけで天皇のお手許にあるかといへばそれは憲法の示しますが通りに、國の多年の基本的な國民思想を基といたしまして、憲法第一條が、これだけは象徴としてしかるべき範圍であるといふことを第六條及び第七條で認めたわけでありまして、いわば國民の總意の結晶する所から見ますと、こ

ういふことは天皇御みずから行はせられたい、こゝういふふうの氣持であらうと存じます、一般の政治はもとより國民が民主政治に則つてやるけれども、これだけは天皇が憲法に従つて行はせらるゝことがしかるべしといふ趣旨であるかと存じます、所が現實の天皇たる方に故障がありましてみずから行はせらるゝことができないといふ時になります、それを一般國民の手に移してやるが、いゝのか、それともまあいゝのか、それは皇室といふ範圍の方

が代理をせられる方が、國民の精神的結合として天皇を考へております、その思想に合ふか合ふないか、こゝういふ問題になつて來ると思ひます、攝政を皇室に限りまして理由は、昔の考へとは違ふと思ひます、昔は國權が人民に移るのが、こゝういふ見地であつた、所が今度は折角天皇の御所管事項としておつたその事柄を人民が擔任をいたしますことは、なんともなく皇室に對してこの憲法が期待しておる所に合はないのではないか、やむを得ずばその天皇の背景をなしておる所の皇族に、そのことを擔任していただくのが國民の氣持に合ふのではないかと、こゝういふことを眼目といたしまして、しかもその皇族と申しますのは、結局世襲の系統といふ所に重きを置きまして、臣下からいひました所の皇族は原則としてこの攝政には關係がない、たゞ皇后、皇太后、太皇太后は、これはいろ／＼な沿革を尊重しつつ別に考へる、こゝういふことのできておりますので、はつきりした理窟をどこにきめなければならぬといふことはわかりませんけれども、だいたいの國民の

考へ方には今回の方が合つておると思ひます、かつまた實益の方から申しましても、今回の憲法の建前から申しましても、天皇の行はせられますことは實際範圍が限定せられておりますので、皇族からの攝政が御擔任になつてふさわしいことばかりであるようにも存じますので、その點から原案の理由があると思ひます

○井上(越)委員 今の御説明よくわかりました、最後に皇室會議のことについてちよつと伺ひます、この構想につきましては、本會議で私御説明を承つて了承いたしました、たゞ皇族の方は、やはり將來民主主義の世になりますれば、皇族の方自體がやはり民主的に進んで、いろ／＼な御意思があられるだらうと思ひます、それを皇族の方から、わざかに二名であつては、皇族御自體の御意思といふものではないかといふところに出て來ないのではないかといふような心配も私はもつてあります、むしろ皇族は、どし／＼民主的に動かされるものならば、そゝういふ方向の線に沿つて、進んで御意思を發表されるようになるべきものだと思ひます、皇族の人数がもう少し、たとへば二名といふ所は或は四名くらいにした方が適當ではないか、民主主義は平等といふことが一つの原則であります、皇族の数を非常に限定されるといふことは、いかゞなものと考へるのであります、朝日新聞に出ましたが、これはほんとにかどうか知りませんが、これはとにかく皇族は皇族として、やはり新しい考へ方である、行動があると思ひます、それが立法、行政、司法の最高の者が八人で、皇族はたゞ二人で

ある、こういうようなことに私は多少
妥協でないという考えをもつておりま
す、今一つ皇室會議に何か國民直接の
代表というふうなものが加わる方法と
いうものはないものでありましよう
が、私はできるだけ將來は皇室と國民
とを直結したいといふことを心で念願
するものであります、そういう意味に
おきましてこの皇族會議が、勿論國民
の代表として或は衆議院參議院の議長
副議長が加わるのでありますけれど
も、もつと國民の直接な代表が適當に
選ばれて、そういう人が一人でも二人
でも參加するといふ方法はないもので
ありましようか、この點について伺い
ます

○金澤國務大臣 その皇室會議のつく
り方というものは、いろいろの意見の
立ち得るものでありまして、この原案
ができません前にも、いろいろの主張が
闘わされたわけでありまして、皇族を
二人にいたしましたというのは、この
皇室會議で、實は各派の政黨がおの
の主張を争うとかいうような立場で
争うという意味でございまして、各
方面の思想がこゝに現われて、それが
全体うまく、納得されて一つにきまつ
て行く、こういうことを狙つておるの
でございまして、あまり數を嚴重
にして、その意見できめるというよう
なことを當面の目的とはいはしており
ません、勿論結果は數できりますけ
れども、考え方は全体の納得で行く
んだ、こういうような前提をとつてお
ります、そういういたしますと、皇族に密接
の關係のあることでありますから、皇
族の内容をよく表わして、こゝで御出
席になれる方は一つ出ていたゞきたい
ということになりますと、皇族何人と

いうことになります、一人がいゝか、
二人がいゝかという、それは人間に
はいろいろの考えがあらはれます、三人行
えばわが師ありというように、三人お
りますれば他の二人は自分から見て違
つた方向の意見をもつておるのだとい
うことで、だいたい二人現われますと
ば皇族の各方面の意見もこゝに現われ
るのではないか、こんなふうな考えた
わけでありまして、でありますから二
人で實際の事情に合うものと思つてお
ります

國民の直接代表の人をこゝに表わす
という御意見であります、それは
直接表わすのがいゝか、間接に表わす
のがいゝかという問題になるものであり
ますが、實際の問題として國民の
氣持を、こゝへ一人か二人でびつたり
と選挙が何かで代表者を表わすとい
うことは、なかなか困難な事情がある
と思ひます、こゝにいろいろの意見が
合的に、ビラミッド型に基盤の方で國
民代表者ができ、それが漸次人數が少
くなつて行つて、だいたいこの邊だ
という所にとめて行く方が適當だと思
ひます、だから衆議院で言ひますと
だいたい議長と副議長というものは似
たような仕事でありながら、多少人柄
の差が出て來ますので、まあ輿論を代
表するに適當するのではないかととい
うような考えでございまして、實際的
な考えだ、こゝにいろいろにお考えを願
ひたいと存じます

○井上(越)委員 私の質問はこれで終
ります

○樺貝委員長 次ぎは大石ヨシエ君で
あります、欠席されておるようです
から、新妻イト君

○新妻委員 既に皇位繼承の問題

につきましては各委員から深く御質疑
があつたようでございまして、私はま
だ納得が行かない所が一點ございま
す、この問題について簡単に御質
疑申し上げたいと思ひます、まずこれ
をお伺いいたします前に、金澤國務大
臣に一應おたしかめたいとおきたい
と思ひます、これは、新憲法にござい
ます「主權が國民に存することを宣言
し、この憲法を確定する」、また或は
「皇位は、世襲のものである、國會
の議決した皇室典範の定めるところに
より、これを繼承する」といふように
書いてございまして、私どもは、今ま
この憲法を制定いたしました時、い
ろの御説明いたされたこと、天
皇は國民の中にあるといふことを私は
信じて参つたのでございまして、ど
うもこの皇室典範を拜見いたしますと、
皇位といふものが國民から浮かび上つ
ておるよう感じられたらならないので
ございまして、この皇室典範の中の皇位
繼承につきまして一々申し上げること
は、これはどちらかと言へば皇室の家
憲といふことだけならば、私どもは濟
まされるのでありますけれども、天皇
は國民の中におられますといふこと
になります、やはりわれわれの制度と
違つたものであつては、私たち納得が
できないと思つてございまして、そこ
におきましてやはり女帝の問題になる
のでございまして、皇位が男系の男子
がこれを繼承するといふことになりま
す、先日御發表になりました所の民
法を拜見いたしますと、今度の憲法に
よりまして、今までの家長である戸主
を中心とする所の戸主權制度といふも
のがなくなつてしまふ、そして相續權
にいたしました、その順位が妻と子

供と同等であり、或はまたこれより高
くするといつて、女の戸主といふもの
がはつきり認められて参りました場合
に、この皇室典範によりまして所の皇位
の繼承だけが、男系の男子でなければ
承継しないといふことは、非常に矛盾
しておるのではないかと、私も女
立場から言ひますと、特に考えさせら
れる問題なのであります、これは皇室
の御世繼ぎのためにかく／＼であると
いふことでありましてならば、私ども
なにも口を挟むことはないでござい
ますけれども、天皇が國民の中におわ
りますといふことになりますれば、す
なわち私どもとなんら變りのない法律
をお定めにならなければならぬとい
ふことが考えられるのであります、そ
こで今度の新憲法によりまして、女も
どうやら人間並みになつたのでござ
いますから、この男系の男子といふこ
とをどうかしてつていたゞくことがで
きないかしら、これがありますと、新
憲法によりまして、今までの世界に類
例のなかつた家族制度といふものをい
くら破りましたも、實際の上におきま
してやはり男系の男子が幅をきかし
て、女性といふものがやはり奴隷化さ
れて來るといふことを恐れているので
ございまして、只今金澤國務大臣は、學
理的な成文法でこれを説くことはでき
ないといふやうなものでございまして、こ
れは學理的な問題でもなんでもない、
そういうことが起つて來ることを恐れ
たのでございまして、この點をお伺い
いたします

○金澤國務大臣 只今のお尋ねのます
第一點の、國民の中には天皇を含んで
いる、天皇は御一人として國民であ
る、私がかつても申し上げ

げましたこと、今日もさうに考え
てゐるわけでありまして、それから今回
恐らくきて來るであらう所の民法の
家族に關する制度、これを皇室典範に
おける皇位繼承との間に何か空氣が
違つてゐる、こゝにいろいろお考えでござ
います、一面においてはそれは正しい
ものでございまして、一面においては少
しく事情を異にしてゐるのでありま
す、事情を異にしてゐると申しますの
は、今の民法の變つて行きます、考え
方は、家といふものをなくするとい
ふうな考えでありまして、關係してい
る方々だけの集團、利害關係が、その
關係してゐる人達だけの問題、こゝに
うふうになつておりました、財産を相
續するといへば、その利害關係はその
人達だけで適當に解決せらるべきもの
であるといふ前提で新たな相續制度が
生れて來るわけでありまして、所が皇位
繼承といふことになりまして、これは
財産を繼承するといふやうなことは
全く違ひまして、國の象徵といふ、國
といふ大きなものの中の中心的存在で
あります所の象徵といふ地位が順次承
け繼がれて行くといふ關係でありま
す、故に、一般の財産の相續といふも
のとは全然違つておられます、財産の相
續は人達の仲間の財産がどう動く
かといふ問題であります、これは天皇
の御一家のことではなくして、國全體
の一つの中心たる考がいかにして充た
されて行くかといふことであります、何ん
らの關係はない、こゝにこゝにこゝに
うと思ひます、それは多少屁理窟に類
すると言われましてもさういふ嫌ひもあ
りまして、その根本に流れてをります

第七種第一號 皇室典範案委員會會議錄

第五回 昭和二十一年十二月十二日

四三

精神は、こゝに一貫したものがなければならぬといふことはもとより言えようと思ひます、今回の皇位繼承のいろいろな基本の考え方におきましては、新しく動いて来る所のこの家族制度に關する考えも相當取り入れております、たゞ日本の國民全體の結合體である國といふものの中心たる地位を、象徵たる地位を、順次交替して御擔任になるという、そのことはどういふ原理によつてそれを解決したいかと言へば、ほかによるべきものはございませぬ、われ／＼國民が何千年の間にかくありと考へておつた、その原理の線を追うてものを考へて行くよりしやうがないと言へば、その基本の原理といふものは歴史的存在の中にそれを發見しなければならぬといふことにならうと思ひます、そこでこの歴史的存在といふものは、それでは一つ一つ事實を集めて行けばそれが見つかると言へば、それは行きません、時代によつて變つたやり方もありますし、今日の眼で見て、どうしてもそれはあり得べからずといふものも含まれておりますが故に、この歴史的存在の事實の中に中核として存在してをります所の本當の原理を發見をいたしまして、その原理が結局憲法第一條及び第二條に豫想している所の國民の意思となつて来るものと思ふわけでありますが、そこで問題になりますのは、歴史的事實は一通りわかつておりますが、その歴史的事實の中に、中核の原理として擧げ得るものは何を擧げ得るか、それが問題となるのでありまして、この委員會におきまして始御議論を受けておりますのは、實はその點でありまして、誰も歴史は否定しない、しかし歴史

史にはいろいろな來雜物があり、また補正すべきものがあるから、その中核のものをなんとかして擧めようといふ共同の努力でありまして、私はこゝでいつもお叱りを受けたりました反對するやうな立場に立つておりますけれども、そういう考へは毛頭持つておりません、たゞこの中核を共同して發見するための一因をなそう、これだけでありまして、そこで私もその歴史の示す所の原理の中核を發見しようとしてゐるのであります、しかしなかなか人間の智慧で、過去數千年のものを透して、將來のまた數百年の基礎を立てるといふことは、微力にして容易にできません、私よくほかの場合にたとへて言つておりますが、私どもの智慧といふものは、眞暗な中を蠟燭のみに一本つけて歩いてゐるものであります、わかつてたやうなことをいふておりますが、實は足もたがはつきりいたしておりません、そのまわりの所には幾多考へなければならぬ多くのものがあつて、これから一生懸命に要する限度において研究して行かなければ、一遍にすべてのことがわがるといふことになる、神經衰弱になるよりほかございませぬ、そこで歴史の中に、まづ確定不動として安心して行けるものを發見して行くにはどうするか、これは日本においては男系といふことは一點の疑いなく確保されております、そゝういたしますと、男系といふことはまづ擁護しなければならぬのではなからうか、そゝういふふに考へます、所が、女帝といふことになる、どうかといへば、百二十何分の十といふ約七、八分に近い例外でありまして、よほどよく考へてその利害得失

を見て行かなければならぬ、こゝういふふに考へておりました、その研究も若干は試みたのでありますけれども、かような急角度の社會變化の場合におきまして新たな皇室典範の御制定を願うやうな時には、なか／＼右から左に／＼安心のできる確定不動の原理はできません、そこでやむを得ずこの皇室典範の案のごとき所に止めたのであります、いろいろ／＼御趣旨につきまして、いゝとか悪いといふことの決定的な批判を加へてゐるわけではありませぬ、憲法の認められてゐる兩性の基本的なる平等とかいふやうな思想と組み合せて、始終考へて行かなければならぬことはもとよりと思つております、たゞ保守的といわれましても、なるといわれましても、その御批判は受けますけれども、何か三千年の歴史を讀み通して、その中核の動きなき原理を發見するといふことはできないのであります、いろ／＼法制調査會とかがいふ所に持ち出して御意見を仰いだのですけれども、まづこの邊の所が安心だろ／＼という結論を得て、かゝうにしたわけでございます

○新妻委員 只今の御説明よくわかりましたが、金森國務大臣の中核原理といふことが、私も私どもはとも考へようによつていろ／＼なるのじやないかと思ひますけれども、今日こゝに委員會に出席されておる委員の方たちのほとんどが、女帝を認めるというところになりまして、今こゝに集まつていらつしやる方たちは、中核の原理を非常に國務大臣とは違つた考へ方をしておられる方たちばかりと私は思ふのでございまして、なぜならば、今仰しやつたやうなことではなく、いずれもが女帝を認めたといふことを言つておられるのでございまして、これは三千年の歴史と申しますけれども、三千年來敗れたことのない日本が今度敗れたといふことは、誰も豫想してゐたことではないとも、やはり三千年の歴史の中に女帝がたつた十代しかなくて、その間にいゝ成績をあげなかつた例もあるものでございまして、それだけの中核の原理になるのじやないと思ひます、新にこゝの所から女帝が日本で認められたといふ、そこにおいて、やはりこの中に女帝も皇位を繼承することができるといふ一點がおかれてゐるべきではないかといふことを考へますので、もう一點このことをお尋ねいたします

○金森國務大臣 お説の通り、女帝を認むべきものではないかといふ考へ方は、多くの方々の頭の中に一應湧き起つておると思ひます、またさういふ考へが湧き起ることは、これは國民の意思によつて事物が研究されて行く現在の段階において、適當なことと思つております、けれども認めるやうなものではないかといふ考へとは、つきり認めるといふ考へ方との間には、若干の差がありまして、その點にはなお研究を要する問題が挟まれておるのはないかといふのが、私の立場でございます

○新妻委員 私はこれで終りたいと思ひますけれども、希望をいたしまして、どうぞあとの委員會でもつて女帝を認めるやうに御努力下さいますことをお願いいたしまして、終りいたします

○樋貝委員長 諸君におはかりいたします、最初一般質疑をいたしまして、ついで各論にわたつて質疑をすることにきめたのであります、だん／＼質疑の様子を見まして各論の質疑は或はないかも知れませんが、思ひますが、諸君に御異議なければ、これで質疑を終了したいと思ひます

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○樋貝委員長 御異議なしと認めてこれにて質疑を終了いたします、次回の開會日は公報をもつてお知らせいたします、本日はこれにて散會いたします

午後零時六分散會